様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	秋田しらかみ看護学院
設置者名	学校法人のしろ文化学園

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	６７単位	９単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学院ホームページへの掲載　http://www.asnursing.ac.jp/syugaku.html

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

学校名	秋田しらかみ看護学院
設置者名	学校法人のしろ文化学園

１．理事（役員）名簿の公表方法

学院ホームページへの掲載　http://www.asnursing.ac.jp/syugaku.html

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	株式会社 代表取締役	2020/4～ 2023/3	法人運営
非常勤	株式会社 代表取締役	2020/4～ 2023/3	法人運営
（備考）			

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	秋田しらかみ看護学院
設置者名	学校法人のしろ文化学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書（シラバス）を作成し、公表していること。

（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）

運営会議、教務会議、実習指導者会議、カリキュラム検討委員会、評価委員会を通し、授業計画の見直し、検討を行っている。授業計画書（シラバス）には、到達目標をはじめ、授業の方法および内容、学習課題、評価方法、テキスト等を明示している。
授業計画書（シラバス）は、当該年度の前年度末までに作成し、学生に配布するとともに、学院のホームページに公表している。

授業計画書の公表方法	http://www.asnursing.ac.jp/syugaku.html

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）

「履修の認定」と「評価規定」については、学則及び各種規定に規定するとともに、授業計画書（シラバス）に、評価方法を記載している。また、単位の認定については、評価結果をもとに、単位修得認定会議の議を経て単位を認定している。

【評価規定一部抜粋】
第１３条　１　履修の認定は、学科試験および臨地実習評価の成績に基づき、単位修得認定会議において協議し、学院長が決定する。
２　単位修得の条件に関しては、次の各号を満たす者とする。
1)各授業科目の出席すべき時間数の３分の２に達している者。
2)当該学生において履修すべき科目試験に合格している者。単位を修得しない科目がある場合、在学期間中に修得する。なお限度は６年とする。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要） 成績の評価については、次の通り学則に定めている。 （学習の評価および単位） 第２０条　１　学習の評価は、学科試験、実習成績により行い、別に定める成績をおさめた者に単位をあたえる。ただし、出席時数が授業時間数の３分の２に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。 ２　成績の評価は４段階方式とし、Ａ、Ｂ、Ｃを合格と認定する。 Ａ　１００点～８０点 Ｂ　７９点～７０点 Ｃ　６９点～６０点 Ｄ　５９点以下 ３　評価規定については、別に定める。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	http://www.asnursing.ac.jp/syugaku.html
４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要） 卒業の認定は、学科試験及び臨地実習評価の成績に基づき、単位修得認定会議において審議し、運営会議で決定している。また、認定されたものに対し、卒業証書を授与するとともに、専門士の称号を授与する。このことについては、学則および各種規定に規定しいるとともに、ホームページで公表している。 また、本学院では、卒業時に期待される学生像として次の７項目を掲げている。 １．自ら学び主体的に考え、問題解決ができる。 ２.人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として捉えることができる。 ３.他者の存在をうけとめ、共感し、人間関係を形成できる。 ４.看護専門職として、人間の生命、人間としての尊厳および権利を尊重することができる。 ５.科学的根拠に基づき、あらゆる健康段階に応じた看護を実践できる。 ６.他職種の役割と専門性を理解し、保健・医療・福祉との連携、協働を通して、社会資源の活用と看護を実践するための基礎的能力を身につけることができる。 ７.地域創造の視点に立ち、主体的に地域社会の健康づくりに貢献できる。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	http://www.asnursing.ac.jp/syugaku.html

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	秋田しらかみ看護学院
設置者名	学校法人のしろ文化学園

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.asnursing.ac.jp/syugaku.html
収支計算書又は損益計算書	http://www.asnursing.ac.jp/syugaku.html
財産目録	http://www.asnursing.ac.jp/syugaku.html
事業報告書	http://www.asnursing.ac.jp/syugaku.html
監事による監査報告（書）	http://www.asnursing.ac.jp/syugaku.html

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士
医療		医療専門課程	看護学科				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
３年	昼	３，０３０単位時間／１０５単位	1995 単位時間 /82 単位	単位時間 /単位	1035 単位時間 /23 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間／単位				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
１２０人	１１８人	０人	１０人	８３人	９３人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 運営会議、教務会議、実習指導者会議、カリキュラム検討委員会、評価委員会を通し、授業計画の見直し、検討を行っている。作成した授業計画書（シラバス）には、到達目標をはじめ、授業の方法および内容、学習課題、評価方法、テキスト等を明示している。授業計画書（シラバス）は、当該年度の前年度末までに作成し、学生に配布するとともに、学院のホームページに公表している。
成績評価の基準・方法
（概要） １　学習の評価は、学科試験、実習成績により行い、別に定める成績をおさめた者に単位をあたえる。ただし、出席時数が授業時間数の３分の２に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。 ２　成績の評価は４段階方式とし、Ａ、Ｂ、Ｃを合格と認定する。 Ａ　１００点～８０点 Ｂ　７９点～７０点 Ｃ　６９点～６０点 Ｄ　５９点以下 ３　評価規定については、別に定める。

卒業・進級の認定基準
（概要） 卒業の認定は、学科試験及び臨地実習評価の成績に基づき、単位修得認定会議において審議し、運営会議で決定している。また、認定されたものに対し、卒業証書を授与するとともに、専門士の称号を授与する。このことについては、学則および各種規定に規定しいるとともに、ホームページで公表している。
学修支援等
（概要） 単位修得認定会議は、前期と後期の２回実施しており、その会議において、単位未修得者及び成績が下位の者については、個別に面談を行っている。また、対象となった学生については、補講や個々の状況に応じて必要な学習支援を行っている。 国家試験対策についても１年次より３年次まで計画的に実施しており、補講が必要な学生については個別に対応している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
３６人 （100%）	１人 （　2.8%）	３５人 （　97.2%）	０人 （　0%）

（主な就職、業界等）
　主に看護師として病院に就職している。
保健師・助産師等の資格取得を目指し進学する学生も若干名いる。

（就職指導内容）
　毎年、市内外の病院から担当者（看護部長、卒業生等）を招き、合同就職説明会を開催している。また、ハローワーク等から講師を招き、就職活動に係る面接指導、身だしなみ、履歴書の書き方等の指導を行っている。

（主な学修成果（資格・検定等））

第１１１回看護師国家試験	３６名受験	３５名合格	（合格率９７．２%）
令和２年度秋田県准看護師試験	３６名受験	３６名合格	（合格率１００%　）

（備考）（任意記載事項）
不合格者については、卒業後も連絡を取り合い必要に応じて模擬試験の実施、特別講義等への参加を促す等、次年度の合格にむけ支援している。

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
１２０人	２人	１．７%

（中途退学の主な理由）
一身上の都合、進路変更、成績不振

（中退防止・中退者支援のための取組）
カウンセリング室を設置し、相談員（ｶｳﾝｾﾗｰ）が定期的に相談・指導を実施している。成績不振者に対しては、担任・教務主任等が面接・指導を行う。試験の成績、実習の評価によっては保護者を含めた三者面談を実施している。

②学校単位の情報

ａ）「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料（年間）	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	300,000 円	600,000 円	600,000 円	施設整備費、学事経費
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
奨学金説明会の実施（日本学生支援機構、秋田県看護職員修学資金、その他） 「専門実践教育訓練給付制度指定講座」指定				

ｂ）学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） http://www.asnursing.ac.jp/syugaku.html		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
法人の監事及び評議員から５名程度を評価委員として選任し、自己点検・自己評価（Ⅰ教育理念・教育目的、Ⅱ教育課程、Ⅲ教育活動・教育指導のあり方、Ⅳ組織・管理運営、Ⅴ学生生活の支援、Ⅵ施設設備、Ⅶ学生の受け入れ、Ⅷ卒業生の状況、Ⅸ社会への貢献、Ⅹ研究・研修活動）の評価及び、授業参観、学生・教職員との対話を通して評価を行う。評価委員長がその結果を学院長に報告し、学院長はその結果を速やかに設置者に報告のうえ評価結果を公表する。また、学院長は評価項目毎に会議等にかけ適宜改善にあたる。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
学校法人のしろ文化学園　評議員	2020.4～2023.3	元小学校校長
学校法人のしろ文化学園　評議員	2020.4～2023.3	住職
学校法人のしろ文化学園　評議員	2020.4～2023.3	企業経営者
学校法人のしろ文化学園　評議員	2020.4～2023.3	寺務員
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） http://www.asnursing.ac.jp/syugaku.html		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） http://www.asnursing.ac.jp/ 学校案内

（別紙）

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が 1 人以上 10 人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が 0 人の場合には、「0 人」と記載すること。

学校名	秋田しらかみ看護学院
設置者名	学校法人のしろ文化学園

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		２０人	２１人	２２人
内訳	第Ⅰ区分	１１人	１３人	
	第Ⅱ区分	- 人	- 人	
	第Ⅲ区分	- 人	- 人	
家計急変による支援対象者（年間）				０人
合計（年間）				２２人
（備考）				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第１号、第２号、第３号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	０人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当し

たことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	０人	人	人
修得単位数が標準単位数の５割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以下）	０人	人	人
出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低い状況	０人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	０人	人	人
計	０人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	０人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	０人
３月以上の停学	０人
年間計	０人

（備考）

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	０人
訓告	０人
年間計	０人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の６割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以下）	０人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	- 人	人	人
出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況	０人	人	人
計	- 人	人	人

（備考）

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。